

スポーツ仲裁に関する規則

一般社団法人日本車いすラグビー連盟が開催する各種大会及び強化・普及・育成関連事業並びに組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(附 則)

2017年7月1日施行

2019年4月1日改訂